

第2次 新横田基地公害訴訟 原告団ニュース

発行者
第2次新横田基地公害訴訟原告団
〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3
白鳥第2ビル302号
TEL/FAX. 042-552-4451
Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp
<http://www.yokota-kougai.com>

控訴審結審陳述

最終準備書面要旨のまとめ

弁護団団長 関島 保雄

控訴審の結審にあたり、弁護団として「まとめ」の意見陳述を行います。

昨年5月25日の第1回口頭弁論から9月27日の現地進行協議、11月20日の証人及び原告本人尋問と、忙しい中で、1年もかからずに本日の結審を迎えました。裁判所が早期審理を行い、一審原告らの早期救済に向けて、大変なご努力をされたことに弁護団として心から敬意を表します。

一審原告らは、長年にわたって米軍機の騒音に毎日悩まされ、睡眠妨害をはじめとする深刻な被害を受け続けています。この騒音被害は一審原告らだけではなく、横田基地周辺の9市1町の住民数十万人が受け続けているのです。

横田基地の米軍機による騒音被害の救済を求める訴訟は、1976（昭和51）年の提訴以来約43年が経過し、この間、これらの騒音が違法であるとする判決が何回も出ております。それでも、米軍機の騒音の違法状態は改善されず、一審原告らは今回の提訴で3回目の訴訟を提起しなければならない事態が続いています。

第1次新横田基地公害訴訟の東京高裁判決は、被害救済を放置してきた国に対し、「横田基地の騒音についても、最高裁判所において、受忍限度を超えて違法である旨の判断が示されて久しいにもかかわらず、騒音被害に対する補償のための制度すら未だに設けられず、救済を求めて再度の提訴を余儀なくされた原告がいる事実は、法治国家のありようから見て、異常の事態で、立法府は、適切な国防の維持の観点からも、怠慢の誹りを免れない。」と国の姿勢を厳しく

断罪しました（東京高判平成17年11月30日（判例時報1938号61頁））。

しかし、国は、その後も横田基地の騒音をなくそうとせず放置しているばかりか、2012（平成24）年航空自衛隊航空総隊司令部を横田基地に移駐させ米軍と一体的な基地機能を強化しました。さらに2018年（平成30年）10月には米軍によるオスプレイが正式配備され、違法な騒音状況は一層悪化しているだけではなく、事故率の高いオスプレイの配備により墜落の危険性など周辺住民に多くの不安を増加させています。

また、頻繁なパラシュート降下訓練やオスプレイの配備など横田基地はこれまでの輸送中継基地から特殊作戦などの攻撃出撃基地及び訓練基地としての機能を強化し、騒音状況を一層悪化させているのです。

特に横田基地では夜7時から10時までの家族団らんの時間帯の飛行回数が増えており、一審原告らは、これまでの飛行差止請求の時間帯を拡大し、家族の団らんと睡眠を確保するため夜7時から翌朝7時までの飛行の差止めを請求しています。

騒音公害は、高血圧等の循環器系の健康被害を伴うものであることがWHOを中心とした研究によって明らかになっています。

騒音被害は隠れた公害として人間の健康を侵害するもので、WHO欧州事務局は平成30年10月に航空機騒音による健康被害を防ぐためのガイドラインとして騒音レベルをLden45デシベル以下にすることを提示しました。

日本の航空機騒音の旧環境基準70Wは新環境基準Lden57デシベルに換算されWHOの基準である45デシベルより10デシベル以上甘いレベルです。本来健康被害を防止する環境基準としては認めるべきでは無いレベルであり、70W地域の一審原告らの損害賠償請求が認められるべきです。

原判決は、75W以上の地域の一審原告に対しては、違法な騒音被害があるとして、過去の横田基地公害訴訟の判決レベルを約3割上回る賠償額を認めましたが、賠償金としては低額であるばかりか、一審原告らが一貫して求めている夜間飛行の差止請求や将来請求を否定し、70W地域の一審原告の賠償請求を否定した点では不十分でした。

控訴審において、一審原告らは、低周波音被害を明らかにしました。オスプレイやヘリコプターの騒音に代表されるように、低周波音は、高周波音を中心とする騒音測定に基づく騒音コンターに把握されにくいこと、建物等による遮音効果が少ないため音源から遠いところにも届くという特徴があり、身体的影響が及ぶ環境省

の参照値を超える低周波音が、70Wを含む広範囲な地域に被害を及ぼしています。70W以上の全ての騒音地域の住民の被害を救済することこそ裁判所の役割です。

横田基地周辺の被害住民は、40年以上にわたり3回目の訴訟を提起するという異常な事態を続けています。このような異常な事態を防ぐには裁判所が将来の賠償請求を認めることです。第1次新横田基地訴訟控訴審判決、第4次厚木基地控訴審判決では東京高等裁判所が、一定の期日を終期とする将来請求を認めました。裁判所は、最高裁判所の姿勢を変えるためにも高等裁判所段階として将来請求を認める判決を下すべきです。

そして何よりも、根源的に航空機騒音被害を無くすには、飛行差止請求を認めることです。日米地位協定は米軍に日本法令の遵守義務を課しています。裁判所には、これら日米地位協定等に基づき、米軍機の夜間飛行の差止めの判決を下し主権国家として司法の役割を果たすべきことを強く求めるものであります。以上

国側最終準備書面 防音工事済世帯賠償減額だけ

1月31日実施の最後の口頭弁論に先駆け、国側からも最終準備書面が提出されました。

こちらの最終準備書面は、新たに配備されたオスプレイの脅威や低周波音被害などを訴え改めて飛行騒音差止、過去のみならず将来の損害賠償請求を求め300頁を超えるものとなりましたが、国側の最終準備書面は、わずか2頁と前代未聞のものでした。

最終準備書面は、一般的には、最後の口頭弁論までに現れた証拠を踏まえて、その訴訟とはなんだったのか、その訴訟で言いたいことはなんなのかを伝えるものなのですが、国側の主張は、「住宅防音工事実施世帯の慰謝料を減額すべき」というものだけで、控訴において最終的に主張したいのはそれだけであるようです。

ご承知のとおり、第1審の判決では、過去分の損害賠償請求のみが認められ、飛行差止も将

来の損害賠償請求も、70W原告の救済も認められませんでした。一方で、防音工事による慰謝料の減額については、「工事部屋数に応じて減額(最大30%)」ではなく、「一律10%減額」という、国側に不都合な判決が出ました。

国側の主張からは、結局、これからも過去分の慰謝料を支払い続ければ、騒音による違法状態を維持しても良いと言わんばかりであり、また、こちらの差止、将来の損害賠償請求などは、「反論しなくてもどうせ認められるわけがない」と高をくくっている態度がありありとみられます。

判決は、6月6日です。裁判所が国側のこのような不誠実な態度も十分考慮し、公正な判決が出ることを願うばかりです。

【弁護士 杉野 公彦】

結審法廷で原告を代表して意見陳述を行った3人の方の感想を紹介します

さらに一步前進する判決を求めて



原告団長 大野 芳一

第2次訴訟高裁結審の意見陳述を団長として行うことになりましたが、既に高裁の第1回弁論期日で冒頭陳述を行っており、そのため内容がダブリ、裁判官への印象が薄くなると思いました。そこで、最初の裁判から私たちが訴えてきた「夜間早朝飛行の差し止め」、「過去および将来にわたる損害賠償」

請求と、これまでの国の被害対策に対する取り組み、そして42年の間に司法判断がどのように下されてきたのか、その経緯を振り返って見ました。その結果、被害対策の基本となる「飛行差し止め」と「将来にわたる損害賠償」請求は継続して認められない一方、国の被害対策の怠慢を弾劾し、日米合同委員会合意の「飛行規制」遵守徹底を求める司法判断の流れでした。遅々たる動きでは有りますが、次に繋がる判断であった事を評価し、裁判の歴史的経過を踏まえ今第2次訴訟において、司法として被害救済のため、一步を踏み出す決断を裁判所に求めました。この結果がどうなるかで注目下さい。

裁判の繰り返しをさせないで!



八王子在住 和久 いく子

高等裁判所での結審という重要な場面での陳述をさせていただきありがとうございます。当日までの間、吉田弁護士から様々なアドバイスをいただき、緊張した中にも、失敗なく陳述を終えることができたことを感謝しております。

私は、毎日の騒音の酷さを裁判に臨む人々だけの問題にせず、広い地域に知らせるためにも、最近では軍用機やオスプレイなどの動画を撮り、フェイスブックに公開してきました。亡くなった夫や結婚した娘だけでなく、少なくない方々は、昼間大変な環境で働き、疲れて帰って来て楽しみにしている団らんの時間や深夜や早朝に飛行機の騒音があれば翌日の仕事にも影響します。

一日も早く、静かに暮らす私たちの生活の中で、わざわざ騒音被害で裁判を起さなくても良い様な判決が出ることを期待しております。

後か 先か?



福生在住 遠山 陽一

横田基地が先で原告は後から来たのだと国は主張する。これは間違いです。住宅地に基地が後から作られたのです。戦後70年あまり新機種がどれだけ飛来したのか、最近では落下傘部隊の降下訓練まで始めたり自衛隊は来るわ、オスプレイまで配備されて我が物顔で飛び回る。原告は承知してきたのだ

から我慢しろと国は主張する。私はこの主張にどうしても一言いたいので陳述をさせてくれと頼んで、山本英司弁護士のご指導を得て、後か先かの問題について裁判長に国の主張が間違いであることを訴えた。いくらかはわかっただけで、去年の夏は暑かったので、クーラーが役に立った。故障したら年金生活者にとって買い替えることはできない。賠償金はそのため残しておかなくてはならない。いずれにしても6月6日に一つの結論が出る。闘いはまだ続くような気がする。生涯をかけての。

判決日 決定

6月6日(木)午後2時 東京高等裁判所

判決に向けて原告説明会実施

6月6日に判決が言い渡されることになりましたが、判決の内容次第では上告をする必要があります。上告期限は判決日から14日以内と短く、方向性を明確にする必要があります。

判決日までの期間を、判決を見据えた今後の取り組みについて、全原告参加で議論し意思統一する期間と位置づけ、説明会を開催します。

開催日時が決まり次第お知らせしますが、おおむね本年4月の1か月間で各支部ごとに開催する予定です。

説明会のテーマは5項目

- (1) 一審判決の評価と控訴審の内容を総括し、認識を一致させる。
- (2) 最高裁への上告を仮定、想定を基に検討する。
- (3) 非上告となった場合の段取り・取り組みの検討。
- (4) 訴訟の成果、運動の意義を確認する。
- (5) 横田基地の現状を考慮し、第3次訴訟をも視野に入れた検討を提起する。

全国の基地訴訟 判決ラッシュ!

現在、全国7基地、8つの訴訟団が米軍もしくは自衛隊基地がもたらす騒音被害の差止を求めて、裁判を起こしています。特に昨年、宮崎県の自衛隊新田原基地周辺住民が新たに裁判を提起し、全国基地爆音訴訟原告団連絡会議にも加入されました。

その全国各地の訴訟も次々と結審し、判決を迎えようとしています。全国の原告団・弁護団と連携を取りながら、平和で静かな空を求めていきましょう。

4月16日	第2次普天間爆音訴訟	控訴審判決言い渡し
6月6日	第2次新横田基地公害訴訟	控訴審判決言い渡し
9月11日	第三次嘉手納基地爆音訴訟	控訴審判決言い渡し
10月25日	岩国爆音訴訟	控訴審判決言い渡し

なくせ公害、
守ろう地球環境
国民署名にご協力をお願いします。

今年是全国で8万筆目標!
毎年行われているこの署名は6月の環境大臣交渉の場で提出します。

同封の返信用封筒を使い、
原告団事務所へご返送ください。



原告団活動日誌



1/18	原告団ニュース第48号発行、発送作業
1/21	第71回原告団会議
1/23	弁護団会議に出席
1/31	控訴審第4回口頭弁論(結審)
2/1	西多摩労組連旗びらきに参加
2/2	臨時事務局会議
2/4	全国基地連首都圏原告団会議
2/8	総行動実行委員会事務局会議出席
2/8	総行動第1次オルグ参加
2/12	定例事務局会議
2/15	オスプレイ横田配備反対連絡会会議
2/18	第72回原告団会議